

氏 名 藤 井 薫

登録番号 第 07090001 号

事務所名称 藤井社会保険労務士事務所

事務所所在地 福島県いわき市平字小太郎町 3-1 パークサイト小太郎
201

所属社会保険労務士会 福島県社会保険労務士会

処分内容 7か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和8年7月 26 日から7か月)

処分理由 第1に、株式会社Aに係るキャリアアップ助成金(正社員化コース)
(以下「助成金」という。)の支給申請に当たり、就業規則や賃
金台帳の内容等に記載を合わせるべく雇用契約書の記載内
容の一部を修正し又は株式会社Aの従業員をして修正させ
た後、他の雇用契約書の写しから労働者の署名・押印のある
部分(住所が手書きされた部分を含む。)を自ら切り貼りして、助
成金の支給申請に必要な株式会社Aの労働者に係る雇用契
約書を偽造し、当該偽造した雇用契約書を助成金の支給申請
書に添付した上、令和5年2月 24 日から同年8月 30 日にか
けて合計3回(5名分)、福島労働局長あて提出したものである。
第2に、令和5年2月 24 日付け株式会社Aの労働者Bに係る助成
金の支給申請について、福島労働局職業安定部職業対策課
(以下「職業対策課」という。)からの、正社員求人への紹介後
の採用であり、有期雇用に疑義がある旨の照会に対し、事実
確認を行うこともなく、架空の経緯等を記載した「事情書」を株
式会社Aの事業主と労働者Bの名義を無断で用いて作成し、
福島労働局長あて提出したものである。
第3に、令和7年4月に福島労働局に対して実施された会計検査
院による検査の事前準備において、職業対策課から株式会社
Aに対して助成金関係書類の事前借り上げの依頼が行われ
た際、株式会社Aに対し、保管済みの原本を提出させることな
く、自身が作成したひな形を送付し、助成金の対象者を除外し
た上で雇用契約書を再作成するように指示したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定め

る「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」
及び同法第 25 条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわし
くない重大な非行があったとき」に該当するものである。